

令和2年5月20日

関係者各位 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護保険施設等の指定の一部の効力の停止処分について

このたび、本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたのでお知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市港区に所在する社会福祉法人

(2) 事業所

名古屋市港区に所在する指定介護老人福祉施設及び指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和2年6月1日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	令和2年11月30日まで

3 処分の原因となる事実

<不正請求>

平成30年3月から平成31年3月までの期間において、介護職員の人員欠如による減算に該当することを把握していたにもかかわらず、必要な人員が配置されているものとして虚偽の書類を作成し、減算を行わず不正に介護報酬を請求した。（法第77条第1項第6号、第92条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号）

問合先

施設指定係 電話 972-2539

指導係 電話 972-2592

F a x 972-4147